

# 令和6年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針

令和5年7月25日  
内閣総理大臣決定

## 1. 令和6年度の体制整備及び人件費予算の配分の方針

令和6年度においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月16日閣議決定）及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）に掲げられた、構造的賃上げの実現、少子化対策・こども政策の抜本強化等の新しい資本主義の加速に加え、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の下における外交・安全保障や経済安全保障の強化のほか、防災・減災、国土強靱化、東日本大震災等からの復興、治安・テロ・サイバーセキュリティ対策等による国民生活の安全・安心の確保を含む、我が国を取り巻く環境変化への対応を推進するための体制を確保する。

新たな行政課題に対応する一方で、各府省においては、デジタルの力を全面的に活用して組織の自己改革及び人的資源の再配置を進めることにより、効率的な行政に組み直す。なお、職員の安定的な採用、育成及び技能継承ができるよう中長期的な持続可能性にも留意する。

これらを通じて、内閣の重要政策への迅速かつ的確な対応等、政府全体として最適な体制を構築する。

また、業務効率化・デジタル化及びマネジメント改革等の徹底による長時間労働の是正などの働き方改革実現に向けた措置等を確実に進め、それでもなお恒常的に人員が不足する場合には必要な体制整備を行うとともに、人材の戦略的な確保・育成に向け必要な取組を推進する。

令和6年度の国家公務員の人件費予算については、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成26年7月25日閣議決定）等を踏まえ、職員構成の高齢化等に伴う構造的な増加を抑制するとともに、既存体制を厳しく見直すこと等により、総額の増加を抑制しつつ、上記の観点で各府省における体制整備が確実に進められるよう配慮して配分する。

その際、国家公務員の給与改定に関する取扱い方針を踏まえるとともに、内閣人事局による機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定（指定職については号俸の格付。以下同じ。）についての各府省からの要求の審査結果を適切に反映する。

## 2. 各府省の要求等について

1. の方針を踏まえ、国家公務員の給与改定、各府省からの機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定の要求については、具体的には、以下により行う。各府省は、要求に当たり、証拠に基づく政策立案（EBPM）の視点の活用に取り組む。

(1) 給与改定について

国家公務員の給与改定については、引き続き、毎年の人事院における検討を踏まえ、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国政全般の観点から給与関係閣僚会議において検討を行った上で、その取扱いを決定する。

(2) 機構・定員及び級別定数について

各府省は、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）に従い、次に掲げる方針に沿って所要の要求を行う。その際、時々々のニーズに応じて機動的な対応を要するものについては、時限や見直し期限を活用した要求を行う。

① 機構については、既存機構の合理的再編成により対応することを基本とし、各府省は、既存機構の廃止要求と併せて新設要求を行う。

② 定員については、内閣人事局長通知に基づき、所要の定員合理化に取り組むとともに、時限が到来する時限定員は、原則として所要の減要求を行う。

既存業務の増大への対応は原則として各府省内の定員の再配置により対応するとともに、新たな行政課題についても、できるだけ再配置による対応に努め、新規増員の抑制を図る。

新規増員の要求（業務改革に伴う再配置を除く。）については、前段の取組により極力絞り込み、内閣の重要政策に係る取組を推進する体制の整備に重点化することとし、新設組織に係るもの、東日本大震災からの復興関連など時限のもの及び海上保安体制に係るものを除き、前年度要求数と同数以下となるよう、厳しく抑制する。また、国家公務員の定年引上げに伴う新規採用への影響を緩和するための特例的な定員については、令和6年度と令和7年度の試験採用数の平準化を図るために必要な数を要求の上限とする。

③ 新規の機構の新設改廃及び定員の増減員に伴い必要となる級別定数の設定及び改定については、定員の合理化も含めた機構及び定員の整備を効果的に支え、組織構造としてバランスのとれたものとなるよう、これらの要求と一体的・総合的な要求を行う。

また、既存の指定職の号俸及び本省管理職相当職以上の級別定数の切上げ要求については、職務の複雑、困難及び責任の度合いがそれにふさわしいものとなっているのか十分に精査し、その数を厳しく抑制する。他の職員についても、定年の段階的引上げに伴う職員の年齢構成の変化やそれに伴う職務の変化等を十分に精査した上で、真に必要なものに限って要求を行う。

④ デジタル原則に基づく行政サービスの見直しや、政府や社会のデジタルトランスフォーメーション、公的統計の品質向上等を推進するための体制整備に当たっては、民間人材を含めた人員の機動的・柔軟な確保ができるように留意する。

- ⑤ 外交・安全保障の体制強化については、新たな国家安全保障戦略等を踏まえて行う。外交実施体制の強化に当たっては、在外公館等における人材の外国語能力の確保・向上等に努めるほか、業務の効率化やデジタル化等を一層進める。
- ⑥ 社会経済情勢や国際情勢等の急速な変化に対応し、政府の政策対応能力を一層向上させるため、専門スタッフ職制度の活用を図ることとする。特に、極めて高度の専門性を有する人材が必要とされる特定の行政分野においては、行政組織の膨張抑制に留意しつつ、高位の専門スタッフ職の要求を行う。

### 3. 業務の抜本的な見直しへの対応等

各府省において、現場業務の実態把握を踏まえた業務の抜本的な見直しの取組が着実に定着していくよう、内閣人事局は各府省における業務見直しの実施体制の整備及び当該取組を支援するものとする。

また、国家公務員のこどもの共育で推進等のための定員について、各府省においては、職員が産前・産後休暇等を取得する場合はもとより、男性職員が育休を取得しやすい職場環境を整備するためにも、その積極的な活用を図るとともに、内閣人事局はその活用状況等を踏まえて必要な措置を行うなど、働き方改革を後押しする取組を推進する。

### 4. 要求期限等

機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定の要求に当たっては、8月末日の期限を厳守する。

なお、やむを得ない事情により、この期限後に追加要求を提出せざるを得ない場合であっても、上記に従って行うものとする。